

# 昭和58年度教育モニター募集要領

文 部 省

## 1. 趣 旨

政府の文教施策について、広く一般国民から批判、意見、要望等を聞き、文教行政の参考とします。

## 2. 仕 事

教育モニターには、次の仕事を行っていただきます。

- ① 文部省がお送りする文書に御意見などを記入し、回答していただきます。
- ② ①以外で、文教行政に対する御意見、御要望などがある場合は、随時お送りいただきます。

## 3. 募集人員等

500人 依頼期間 2年

(57年度に依頼した方と合わせて、教育モニターの人数は1,000人となります。)

## 4. 応募資格

教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっている年齢満20歳以上の日本国民です。ただし、次の方は応募できません。

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 常勤の国家公務員及び地方公務員(ただし、校長及び教員は応募できます。)
- ③ 行政相談委員法による行政相談員
- ④ かつて文部省教育モニターであった者

## 5. 謝 礼 等

謝礼は、依頼した事項に対する報告1回について1,500円を支払います。

また、文部広報、その他の広報資料を発行のつどお送りします。

## 6. 申 込 先

〒960 福島市杉妻町2-16

福島県教育庁総務課広報係 (電話0245-21-1111・内線3916)

## 7. 申込み締切日

昭和58年2月17日(木)

(郵送する場合には、2月17日の消印有効です。)

## 8. 「教育モニター申込書」用紙の請求

所定の「教育モニター申込書」は、直接、上記「6. 申込先」で受け取るか、又は60円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封して請求してください。

## 9. 選 考 結 果

昭和58年4月に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

